

大口町告示第79号

大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱（平成7年大口町告示第56号）の一部を次のように改正する。

別表中経営開始事業の項中「150万円」を「165万円」に改める。

様式第6中「今年の交付金額^{※3}」を「今年の交付金額」に、「150万円」を「
万円」に、「今回の交付申請額^{※3}」を「今回の交付申請額」に、「600万円」を「600万円以下」に改め、「※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新					旧				
別表（第２条、第３条、第４条関係）					別表（第２条、第３条、第４条関係）				
対象事業	事業内容	交付要件	補助対象経費	補助金の額及び上限額	対象事業	事業内容	交付要件	補助対象経費	補助金の額及び上限額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
経営開始事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業	実施要綱別記２第５第２項(１)に規定する要件	—	<p>１年につき一人当たり <u>１６５万円</u> とし、交付期間は最長３年間とする。 <u>１６５万円</u> ×３年間 ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に １．５を乗じた額(１円未満切り捨て)とする。</p>	経営開始事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業	実施要綱別記２第５第２項(１)に規定する要件	—	<p>１年につき一人当たり <u>１５０万円</u> とし、交付期間は最長３年間とする。 <u>１５０万円</u> ×３年間 ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に １．５を乗じた額(１円未満切り捨て)とする。</p>
様式第６（第８条関係） 別記					様式第６（第８条関係） 別記				

(新)

様式第 6 (第 8 条関係)

大口町経営開始資金補助金交付申請書

年 月 日

大 口 町 長

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間 中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円
今年の交付金額 (万円)	(イ) 円
今回の交付申請額	円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業若しくは雇用就農者実践研修支援事業による助成(農業法人等として)又は経営継承・発展支援事業による助成	☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600万円以下 であること。

※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

(添付書類)

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。この場合において、前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。

- ・農地及び主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し※

※2 回目以降の申請については、前回からの変更がない場合は添付を要しない。

(旧)

様式第 6 (第 8 条関係)

大口町経営開始資金補助金交付申請書

年 月 日

大 口 町 長

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間 中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ) 円
今回の交付申請額 ^{※3}	円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業若しくは雇用就農者実践研修支援事業による助成(農業法人等として)又は経営継承・発展支援事業による助成	☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

(添付書類)

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。この場合において、前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。
 - ・農地及び主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し※
- ※2回目以降の申請については、前回からの変更がない場合は添付を要しない。